



# みまもり通信 臨時号



- 修繕費用の**負担区分**には基準(※)があります。

家主	① <b>通常損耗</b> (通常の使用で生じる床や壁の汚れなど)
	② <b>経年変化</b> (自然な劣化・損耗等)
	③ <b>グレードアップ</b> (設備交換や化粧直し)
借主	<b>不注意や故意で破損したものの</b>

- **入居契約時**は契約書を確認し、室内の状況を写真撮影しておきましょう。
- **退去時**は請求内容を確認して、**しっかり説明を受けましょう。**



※正式名称は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」。賃貸住宅の原状回復費用について、負担割合の一般的な基準を国土交通省が公表したものの。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ